

ストレスチェックの 相談窓口開設のお知らせ

従業員のこころの負担が積み重なる前に。

2015年12月より常時50名以上を雇用する事業所を対象として「ストレスチェック」の実施が義務化されました。

当会では専用窓口を開設いたしました。
ストレスチェック全般のご不明な点は、どうぞお気軽にお問い合わせください。

ストレスチェックサービス提供機関

一般財団法人
都の都産業保健会

ストレスチェック専用相談窓口電話

022-388-3156

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～15：00

～改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度～

ストレスチェックの概要

ストレスチェック実施

- ✓ 常時使用する労働者に対して、年に1回ストレスチェックを実施することが事業所の義務※になります。
※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。
※従業員数50人未満の事業場は、当分の間努力義務となります。

- ✓ ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。当会では、国が推奨している標準的な57項目の簡易調査票を使用いたします。

面接指導の実施

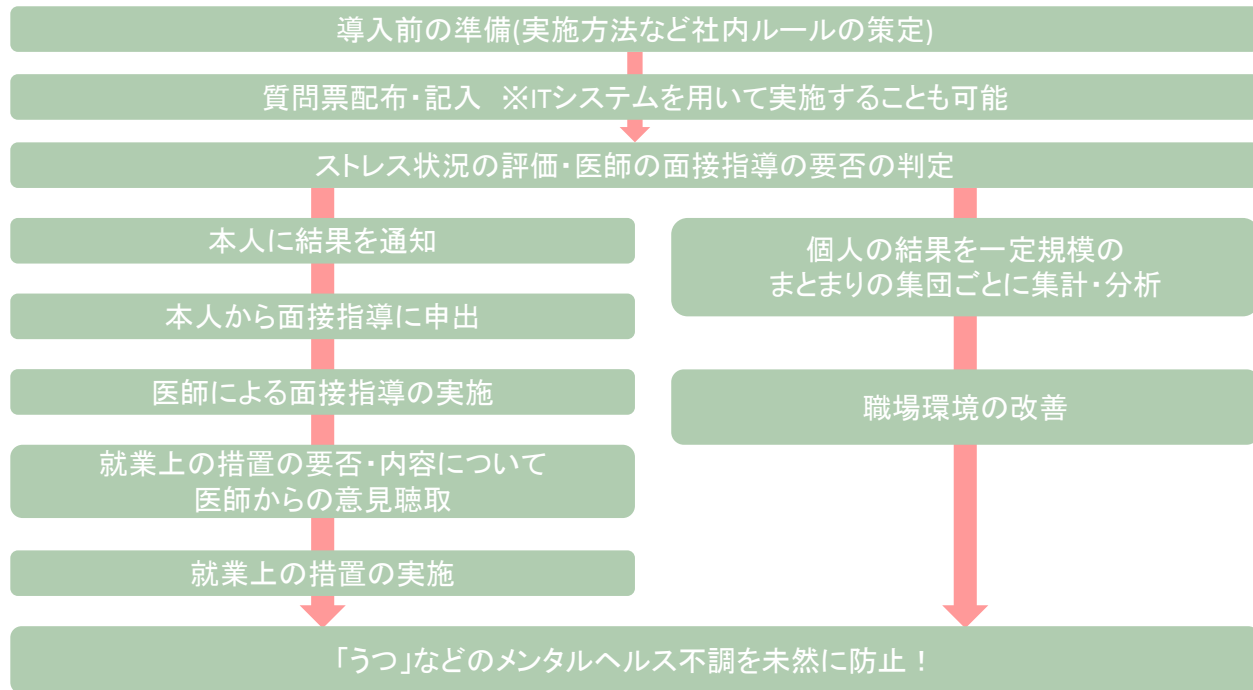
- ✓ 高ストレスと評価された労働者から申し出があった時は、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- ✓ 事業者は、面接指導の結果に基づき医師の意見を勘案し、必要に応じ、就業上の措置を講じます。

2015年12月1日
～2016年11月30日
の間にすべての労働者に対して1回目のストレスチェックを実施しましょう！

「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

◎ストレスチェックの結果は直接本人あて通知され、本人の同意のない限りは事業者には提供されません。

ストレスチェック制度の実施手順



ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。

実施体制・実施の事務 ※一人がいくつかの役割を兼ねることも可能です。

- **制度全体の担当者**
事業所において、ストレスチェック制度の計画づくりや進捗状況を把握・管理する者です。人事権のある社長(事業者)、専務、人事部長などはストレスチェックの「実施の事務」に従事不可となります。人事課の職員、その他の部署の職員など人事権のない方が従事可能となります。
- **ストレスチェックの実務者**
ストレスチェックを実施する者で医師(産業医)、保健師、厚生労働大臣の定める研修を受けた看護師・精神保健福祉士の中から選ぶ必要があります。外部委託も可能です。
- **ストレスチェックの実施事務従事者**
実施者の補助をするもの。質問票の回収、データの入力、結果送付など、個人情報を取り扱う業務を担当します。外部委託も可能です。
- **面接指導を担当する医師(産業医)**

個人情報の保護を徹底します

- 社の都産業保健会では、ストレスチェック実施時、医師面接時、相談指導時の各段階において、本人の同意なく事業者を含む第三者に報告することのないことを説明し、また本人の同意を取るなど必要な対応をとっています。
- 事業者がストレスチェック制度に関する労働者の機密を不正に入手するようなことがあってはなりません。事業者提供されたストレスチェック結果や面接指導結果などの個人情報は、適切に管理し、社内でも共有する場合にも、必要最低限の範囲にとどめましょう。

医師面接、相談指導に対する医師、保健師等は経験豊富

社の都産業保健会は健康診断専門機関です。医師、保健師等は、知識、経験が豊富です。随時研修を実施し、サービス品質を高め、面接、相談に適切な対応を目指しています。

利用料金 ストレスチェック料金は次の通りです。(税込価格)

ストレスチェック	1,080円/1人	職場分析 結果報告書	3,240円/1部署※	医師面談	18,360円
				相談・指導	10,800円

※個人特定の恐れにより原則10人以上の集団となります。